北方領土問題

一冷戦からの脱却

2011年12月20日 CIGS Workshop

キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 美根 慶樹

5つの国際合意

- ヤルタ協定 1945年2月
- ポツダム宣言 1945年7月
- 一般命令第一号 1945年9月
- サンフランシスコ平和条約 1951年9月
- 日ソ共同宣言 1956年10月

ヤルタ協定

第2項

「千九百四年ノ日本国ノ背信的攻撃二依リ侵害セラレタル「ロシア」国ノ旧権利ハ左ノ如ク回復セラルベシ」 (a)

「樺太ノ南部及之二隣接スルー切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」聯邦二返還セラルベシ(shall be returned)

第3項

「千島列島ハ「ソヴィエト」聯邦二引渡サルベシ(shall be handed over)」

ポツダム宣言

第8項

「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」

一般命令第一号

「満洲、北緯三十八度以北ノ朝鮮、**樺太**及 千島諸島二在ル日本國ノ先任指揮官並ニ 一切ノ陸上、海上、航空及補助部隊ハ 「ソヴィエト」極東最高司令官二降伏ス へシ」

サンフランシスコ平和条約

第二条(c)

「日本国は、千島列島並びに日本国 が1905年9月5日のポーツマス条約の結 果として主権を獲得した樺太の一部及び これに近接する諸島に対するすべての権 利、権原及び請求権を放棄する。」

日ソ共同宣言

第9項

- 「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、 両国間に正常な外交関係が回復された後、平和 条約の締結に関する交渉を継続することに同意 する。
- ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の 要請にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯 舞諸島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。」

一般的認識

- ソ連は日ソ中立条約に違反して対日戦争に参加した。
- ソ連は北方領土を不法に占拠している。
- 日露両国は、平和条約を締結して北方領土問題を 解決しなければならない。
- 日本とソ連以外の連合国との戦争処理は終了して おり、日露平和条約で戦争処理が完了する。

日ソ中立条約違反

ソ連は独自の判断で対日参戦を決めたのではない。

米英両国はソ連に対し対日参戦を要請した。

- ーヤルタ協定
- -米英ソ・テヘラン会談

日本はヤルタ協定の当事者でないのでロシアに対し中立条約違反を追及できる。しかし、米 英も責任がある。

ソ連の北方四島占拠

- 8月15日、トルーマンより、「ソ連軍に日本軍が降伏すべき地域は「満州、北緯38度線以北の朝鮮、サハリン」とする「一般命令第一号」案をスターリンに送付。
- 16日、スターリンは、「クリミヤでの決定によってソ連の領有に移されるべき全クリル諸島(all the Kurile Islands)を含める」ことと「北海道の北部をソ連軍の占領地域に入れる」ことを要求した。
- トルーマンは、北海道分割占領は拒否しつつ、クリル諸島については受け入れた。

日本に課せられた制約

- ポツダム宣言で、日本の主権がおよぶ島嶼の 範囲は連合国が決定することになった。
- 平和条約で、日本は千島列島に対するすべて の権利を放棄した。
- 平和条約で、連合国に与えたよりも大きな利益をロシアに与えることは禁止された。

(同条約第26条)

日本政府の対ソ交渉方針

公式文書は未公表。

しかし、非公式情報および米側の文書公開で一定程度明らかになっている。

○歯舞・色丹の返還については、あくまでその貫徹を 期す。

○国後、択捉は歴史的根拠に基づいて要求すべきものとして重視されていたが、平和条約締結に不可欠の条件とは考えられていなかった?

○北千島および南樺太は、取引材料とみなされていた。

米国の見解一事務方

(1955年4月20日のシーボルト国務次官補代理覚書、55年10月の日本からの質問に対する米の回答など)

- ○歯舞、色丹については、クリル諸島の一部ではないので、日本の主張を米国は支持する。
- ○少なくともクリル諸島の一部を要求する日本の主張を激励する強い政治的理 由がある。
- ○南樺太および千島列島の処理は将来の国際的決定による。
- ○米国は、国後、択捉が千島列島の一部でないという理由で、(中略)また、 その代案として、これら諸島が千島の一部でないという理由に基づいて、 また日本が千島および南樺太に対する領土権を日ソ平和条約で放棄する代 わりに、これら両島の返還問題についてソ連と協定に達することに米国は 反対しない。

米国の見解 ーダレス長官から重光外相へ

(1956年8月19日のダレス長官の重光外相への説明)

- ○千島列島の問題は沖縄問題と密接にかかわっている。
- (SF条約26条を引用して) 日本がもし千島列島に対するソ連の完全な主権を承認した場合は、アメリカも沖縄に対する完全な主権を獲得する権利を持つことになる。
- ○日本はソ連との交渉を補強するために、この沖縄との 関連についての自分の考えを引用してもよい。
- 重光は、国後、択捉が持つ戦略的、法的およびその他の局面についてのダレスの見解を示して欲しいと要請したが、それに対する説明はなかった。

米国の見解

ーダレス長官から谷大使へ

- 1956年9月7日ダレス長官の谷駐米大使へのエイド・メモワール)
- ○SF条約で日本が放棄した島々の主権の移譲 を決定する権限は日本政府にない。かりに日 本がそうしてもSF条約の締約国は認めない。
- ○国後、択捉両島は歯舞、色丹と同様に、これ まで一貫して日本の領土であった。
- ○南千島の戦略的重要性を考えれば、ソ連が返還することはしないだろう(その際のオラルポイント)。

米国の見解 - 1957年米国の対ソ賠償請求

1954年11月7日、北海道沖で発生したソ連機による米偵察機撃墜事件に関するもの。

- ○ヤルタ協定とSF平和条約の「クリル諸島」 は歯舞、色丹、それに従来つねに日本本土の 一部であったものであり、したがって正義上 日本の主権下にあるものと認められるべき国 後、択捉を含んでもいなければ、含むように 意図されもしなかった。
- この見解はそれまでの立場とは違っていた。

「固有の領土」論

意味するところは国後、択捉は「千島列島」に含まれていない日本の領土。

日本政府は、がんらい両島は「千島列島」に含まれていると認識していたが、後に、含まれていないという見解に変った。 (日露通交条約の日本文テキストが「クリル諸島」とはウルップ以北であるかのような表現になっているのは日露で合意されたことでなく、日本側表記の誤りである。)

米国もある段階から、両島が固有の(proper)領土であり、「千島列島」に含まれないという認識を示したが、法的な立場は疑問。

「固有の領土」を主張できる国は多くない(珍しい)。説得力は疑問。

冷戦の影響

- ソ連・SF平和条約に署名しなかったのは中国の扱いが不満であったから。
 - ・安保条約改定後、領土問題は解決済みと主張するようになった。
 - ・ (日露戦争で失った領土(南樺太)を回復すること、および領土を拡大しようとした(北千島)こと冷戦では説明できない)
- 米国 ・日本が自由陣営の一員であることを確保したく、日ソの接近を警戒していた。
 - ・日本がソ連に対して強い要求をすることを支持した(合意の見通しがなくても)。
 - ・「ヤルタ協定は共通の目標を述べたもの」と性格づけた。
 - ・千島列島の範囲はICJの判断にゆだねるべきことであるとしつつ、 1957年の対ソ賠償請求では例外的に択捉、国後は含まれないとの見解を示 した。
 - ・国後、エトロフに戦略的価値を認めていた(ソ連も同様)。
- 「北方領土問題に深く節合し、その解決を行き詰らせている米ソの権力対 立」(高野雄一)

米国の交渉参加が必要

- 日本は権利を放棄した島について交渉しており、それら島々の主権の移譲先を決定する権限は日本政府にない。
- 理論的には、ロシアと合意しても他の連合国から異議、ない し代償要求を受ける可能性がある。
- ロシアは戦争の結果を踏まえて解決すべしとの立場であり、 ヤルタ協定を無視する限り、日本がロシアと合意するのは困 難。どの程度認めあうかは米ロの問題。
- 国後、択捉の占拠は連合国の行動の一環として行われたことであり、その決着は連合国の責任である。
- 中国、沖縄はもはや問題でない。
- 米国にとって、日本とソ連の接近をけん制しようとする必要 性はなくなっている。日口関係の改善は米国にとっても有利。